

平成24年6月15日（金曜日）

議 事 日 程

平成24年6月15日 午前9時00分 開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号から議案第9号についてまで

日程第3 副議長辞職の件

日程第4 副議長の選挙の件

追加日程第1 議員提出議案第1号 通学路の安全確保・交通安全対策の充実を求める決
議

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

1番	森	弘	秋	君		
2番	塩	原	勝	君		
3番	野	村	信	夫	君	
4番	明	和	善	一	郎	君
5番	山	崎	知	信	君	
6番	川	崎	和	夫	君	
7番	竹	島	貴	行	君	
8番	前	原	英	石	君	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職・氏名

村 長 金 森 勝 雄 君

副 村 長	古 越 邦 男 君
教 育 長	高 野 壽 信 君
総 務 課 長	松 本 良 樹 君
生 活 環 境 課 長	高 畠 宗 明 君
会 計 管 理 者	笠 田 恵 雄 君
生 活 環 境 課 主 幹	吉 田 昭 博 君
代 表 監 査 委 員	野 村 厚 壽 君

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長	田 中 勝
---------	-------

午前 9時00分 開議

議長(竹島貴行君) ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、平成24年6月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

一 般 質 問

議長(竹島貴行君) 日程第1 一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4番 明和善一郎君。

4番(明和善一郎君) おはようございます。

まず初めに、ことし12月に任期満了を迎えられる村長の決意についてお伺いをいたしたいと思います。

月日のたつのは非常に早く、前回の村長選挙は平成20年でありました。6月定例議会において2期目に向けての抱負を切々と語られたことは、つい先日のように感じるのには私だけでしょうか。村民の信託を受けられ無投票当選され、金森丸が無事出航されました。

今日の日を迎えるまでには、村民が長年にわたり望んでおられました舟橋小学校の耐震工事、生徒の増加に対応するための増築工事や環境に配慮された各種設備の改善など、また舟橋中学校の増築・拡張工事や冷暖房設備の導入など、大型プロジェクトの完成を見ることができました。

24年度からは、健康構想を立ち上げ、村民の心と体の健康を考え、アンケート調査を皮切りに各種施策に取り組まれると聞いており、村長の夢ははかり知れなく広がっているものと推察いたしております。

ことし行われる村長選挙への意気込み、新たな決意などをこの機会にお話し願えればいかがかと思いますが、村長の率直なところをお伺いいたします。

次に、伝統行事の復活についてお伺いいたします。

伝統行事としてはいろいろあるかと思いますが、今回は左義長にスポットを当ててみました。

舟橋村では、いつごろまで左義長を行っていたでしょうか。私たちの学校生活の中では、年の初めの行事として、書き初めコンクールの作品の下書きや各家庭の正月飾り等を持ち寄り、1年間の無病息災を願いながら左義長を行い、残り火でもちを焼いて食べた思い出があります。

村民の皆さんとの対話の中で、正月の縁起物の始末に大変困っているということが話題の中によく出てきています。若い年代のママさんたちの間で、正月飾りを1年間保存して、次の年の初参りでようやく始末しているので、昔行われていた左義長の行事があればよいのという話題が持ち上がってきております。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の雑則で認められている焼却禁止の例外となる廃棄物の焼却として、「風俗慣習上の行事を行うための焼却」という項目があります。ダイオキシン類の発生を見ない廃棄物を集め、伝統行事として左義長を復活してはいかがでしょうか、村長のお考えをお聞きします。

次に、震災瓦れきの広域処理の考えと村民への安全・安心対策の実施についてお伺いをいたします。

毎日、新聞、テレビ等で震災関連のニュースが報道されていますが、被災地では震災瓦れきの量が非常に多く、これらの処理がなかなか進まず、震災復興を遅らせる原因になっているという話をよく聞くことがあります。皆さん方も十分ご承知のことと思います。

現在、富山県内のごみ焼却施設での広域処理について、実施可能かどうかということで、震災瓦れきの発生した現地における放射性物質調査や焼却灰の残留調査などについて、県・富山広域圏事務組合では、被災地や立山町での調査・検査を実施されているわけですが、現段階で焼却可能と判断された場合の規模、期間などについて、広域圏事務組合で話し合われている事柄について内容をお聞かせください。

なお、舟橋村より南の方角に広域圏の焼却施設の煙突が見えます。南風が吹いた場合、風に乗ってどのようなものが飛散してくるのか気にかかります。今現在、村内の自然界にある放射性物質の事前調査や広域処理が実施された場合の定期調査などについて、必要不可欠な項目と考えますが、どのようにお考えですか。

現在、立山町では広域処理に向けた住民説明会が各校下ごとに実施されておりますが、舟橋村では何ら動きは見えません。今後どのようにして住民への説明会や調査等を実施されるのか、計画についてお聞きします。

ぜひ村民の安全・安心対策を重点的に実施することと、村の重点産業であります農業、農産物に対する風評被害の発生を見ないよう万全の対応を要望いたします。

震災瓦れきの広域処理を否定するものではありませんが、村長の村民への安全・安心対策の周知徹底についてお考えをお伺いいたします。

なお、6月26・27日に向け、震災瓦れきの搬入予定の山田町へ議会として視察にまいりますので、参考意見がありましたらお聞かせ願います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 皆さん、おはようございます。

それでは、4番明和善一郎議員さんのご質問にお答えいたします。

まず初めに、3期目に向けた決意ということでございますが、私が平成17年1月12日に村長就任以来、7年6カ月が経過いたします。

この間、私は、「住民と行政による協働」と「住みよい環境づくり」を2本柱にいたしまして、まちづくりに取り組んでまいりました。

住民と行政による協働型の取り組みといたしましては、従来の行政主導から住民が主役となり、行政がそれをサポートする体制の構築を目指しまして、コミュニティ振興交付金制度の創設、村民憲章の制定、クリーン月間及びクリーンデイの実施など地域の自主性や地域と行政の連携・強化を図るとともに、タウンミーティングの実施など村民のご意見が十分施策に反映できる体制づくりや、富山大学と地域づくり連携協定の締結によりまして、大学の持つております経験と知識を舟橋村のまちづくりに活用させていただける体制の整備に努めてまいりました。

次に、住みよい環境づくりの取り組みにつきましては、小学校の耐震、改修及び増築、中学校の改修及び増築、庁舎の耐震化、消雪井戸を飲料水に活用するなどの災害時対策や安全・安心面から歩道の新設、駅周辺に防犯カメラを設置したことなどであります。

一方、高度情報化社会への対応といたしましては、NTT西日本への働きかけによりまして、本村全域に光ブロードバンドサービス「フレッツ 光ネクスト」を誘致できたことであります。

これまでの取り組みを振り返ってみますと、ハード整備ではある程度の目標達成はできたのではないかと考えておりますし、ソフトの部分ではありますが、協働型の推進につきましても、今後とも継続していく必要があるものの、少しずつであります、住民に浸

透してきたのではないかというふうに自己評価している次第であります。

議員ご質問の今後のことについてであります。私は常々、人間が生きることは目標や夢に向い邁進すること、すなわち人間が生きていくために一番大切なことは、目標や夢を持つこと。生きている喜びとは、目標が達成できること、そして夢がかなうことだと考えております。

私には、まだ目標があり、夢があります。それは、舟橋村が日本一健康な村になること。舟橋村に住んでいる人は、みんな健康で生き生きしていると言われるような、そんな村をつくることでもあります。

そのために、今手がけております健康構想の策定とその実現に向けて、誠心誠意努めていくことであると思っておる次第であります。

3期目の目標・夢は、舟橋村が日本一健康な村になることでもあります。このことを議員の皆様をはじめ、村民の皆さんにご理解いただいて、3期目を目指す決意であることを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

次に、左義長についてのご質問にお答えいたします。

左義長とは、諸説あるものの、その歴史は大変古く、平安時代において小正月、いわゆる1月15日の宮中行事として、束ねた青竹に扇子や短冊等を添え、それを燃やすことにより、その年の吉凶を占っていたことが起源だと言われております。その後、神社や寺院の境内に正月飾りや書初めなどを持ち寄る火祭りとして日本各地に広まったとされております。

ご承知のとおり、本村では、平成6年まで舟橋小学校のグラウンドにおきまして、学校行事として行われてまいりました。しかしながら、その後、燃焼に伴うダイオキシン等の有害物質の発生をはじめとする環境への影響が危惧されることから休止しているのが実情であります。

県内の各地の状況をご報告いたしますと、入善町では、国の重要無形民俗文化財の指定を受けております「邑町のサイノカミ」に代表されるように、地域の伝統行事として神社や寺院の境内や田畑で実施されている自治体が多数であります。

一方、学校施設におきまして、左義長を実施しているところは、ごくわずかであり、実施されていない理由といたしましては、舟橋小学校と同様に、環境への影響を危惧しているものであります。

今後、明和議員の提言を含めまして、住民の皆さんの要望もあるかと思っておりますので、

左義長の復活につきましては、教育委員会、学校及び育成会等の関係の皆様方と十分ご協議いたしまして、それに取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

次に、震災がれきの広域処理についてであります。

ご承知のとおり、昨年3月11日に東日本大震災が発生してから1年3カ月が経過いたしました。また、復旧・復興には相当の時間がかかる現状にあります。

中でも災害廃棄物の処理につきましては、大きな問題となっております。震災で被害が大きかった岩手・宮城両県では、247万トンの瓦れきを被災地以外で処理する必要があると報道されているところであります。そのほとんどが未処理のまま残されているのであります。また、災害廃棄物の仮置き場では、ほこりが舞うことにより周辺の生活環境が悪化した状態が持続しており、長期間の貯留により有機物からメタンガスが発生し、火災の発生も予測されるなど危険な状態にあることから早急な対応が必要となっております。

この現状から、国では、全国の自治体による広域処理が不可欠であるとしていただきまして協力要請を行っております。

議員さんご承知のとおり、これを踏まえまして、富山県では、去る4月9日に岩手県と、災害廃棄物の広域処理の基本的な枠組みに関する覚書が交わされたところであります。

この覚書では、災害廃棄物の受け入れには、廃棄物処理施設の周辺住民の理解を得ること。そして、災害廃棄物の放射性セシウム濃度の目安値は、国が定めておりますクリアランスレベル、1キログラム当たり100ベクレルを超えないことが受け入れの条件になっております。

また、災害廃棄物の広域処理方法につきましては、富山県が岩手県から委託を受け、県内の市町村や広域圏事務組合に再委託して実施する、いわゆる三者契約方法により行うことになっております。

このことは、県は、周辺住民の理解と安全性の基準値をクリアできれば、受け入れていく方向であると認識しているところであります。

このことを受けまして、焼却施設が立地しております立山町では、富山県と合同で岩手県の災害廃棄物の安全性を確認する調査を実施すると同時に、町独自で住民説明会を開催したところであります。しかし、安全面に対する十分な理解が得られず、この後、

富山地区広域圏の焼却施設で災害廃棄物の試験焼却を行うなど、住民理解を優先して進めていくことと伺っております。

次に、富山地区広域圏の理事会は、立山町の受け入れについての判断を受けて開催されるということでありまして、現在のところ、理事会は開催されておりませんので、先ほど明和議員さんの質問にありましたけれども、その内容がまだきちんと把握できないといえますか、協議されていないという状況でありますので、これは今申し上げましたとおり、立山町の受け入れが判断されて、理事長であります富山市長の招集による理事会が開催された中で十分協議されていくものと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

理事会では、安全性の基準に対する判断が住民理解を得ることができるかが、私は議論のポイントになると思っております。もちろん安全であると認められなければ、受け入れはできないということでもありますので、十分そういう点もご理解いただきたいと思ひます。

ご存知のとおり、富山地区広域圏は5市町村で構成しております。圏内には50万人以上の方が生活しておりますから、住民の皆さんの安全確保を最優先にして協議してまいることこの場で申し上げたいと思ひます。

また、村内の放射性物質の事前調査につきましては、今のところ行う予定はありませんが、広域処理が実施された場合には、必要に応じて村民の安全確保のために実施を検討してまいりたいと思っておりますことを申し上げたいと思ひます。

いずれにいたしましても、今後予定されております広域圏での協議事項等につきましては、できる限り公開いたしまして、村民の皆さんのご理解を得ながら進めてまいりたいと考えていることを申し上げまして、議員各位のご理解とご協力を改めてお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島貴行君） 明和善一郎君。

4番（明和善一郎君） 今ほど丁寧に説明していただきまして、ありがとうございます。

ただ、もう一点、震災瓦れきに関する点をお聞きしておきたいと思ひます。

実は、まだ理事会が開かれていないということですので、開かれたときに、村長の意見を述べてもらいたいということをお願いしておきたいと思ひます。

舟橋村へは直接関係はしないことかもしれませんが、たとえ試験焼却を実施した場合でも、焼却灰が発生することで、この灰と一般ごみの焼却灰との区別はどうするのか。一括して富山市の最終処分場へ搬入する場合は、処分場の同意を得ているのか。また、処分場周辺の地域への説明などはどのようになっているのか。処分場への運搬経路に当たる沿線住民への説明をして、理解を得ているのか。焼却後の一連の課題について、どのような話し合いになっていくのか、村長の口から理事会で発言をお願いしたいと思います。

それから、広域圏焼却場の従業員の健康管理体制はどのようになっているのか。計画されているのか、していないのか。そしてまた、先日、北九州への搬入物に、まざってはいけないコンクリートが含まれていて問題になっていましたが、富山広域圏焼却場としては、どのような場合に搬入ストップを考えられておるのか、また決められていくのか。それらの事柄について理事会の場所で発言をしていただき、その結果について公表していただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） ただいま明和議員さんのほうから再質問という形で、理事会での発言要請といたしますか、こういうことも聞いていただきたいとか発言してほしいということでした。

まさしくそのとおりでございます。新聞報道でしか私のほうへ伝わってこないわけですが、森市長はやはり立山町の町民の、どのような感触かといいますか、実際に受け入れができるかどうかという可能性を得たところで地元のところへ、山本最終処分地のほうへ出向いてその説明といいますか、行くと、こういうふうに私のほうは伺っておるわけでありまして……。

ただ、私が申し上げたいのは、富山地区広域圏はことしからこの最終処分の、何というか、灰は民間委託するということで方向転換しておるわけですが、この瓦れきを処理した物につきましては、従来からの、富山市が管理しております山本最終処分地で処理をすると、こういうことですので、当然、一般の物と今の瓦れきの処分された物とは違うということで、私はそういうふうにとめておるわけでありまして。

いずれにいたしましても、住民の皆さんが感心あることですので、そういった内容等につきましては、先ほどもお答えしたとおり、できるだけ公開いたしまして、

皆さんに安心していただくといえますか、そして受け入れていただく環境づくりにも努めてまいり所存でありますので、どうかご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 6番 川崎和夫君。

6番（川崎和夫君） おはようございます。

通告してあります3点について質問させていただきます。

3年前に空き家問題として質問させていただきましたが、今回、再度質問させていただきます。

5年ごとに行われる総務省の住宅・土地統計調査の平成20年の調査では、全国の空き家は756万戸、県内の空き家は5万2,200戸で、現在はもっと増えているものと予想されます。

舟橋村の空き家は、平成24年5月1日時点で、専用住宅等戸数787戸、うち10戸が空き家だそうです。平成21年に質問したときは20戸と報告されており、半減したわけですね。

今年度、平成24年度の予算で、住宅相談窓口設置事業、セカンドライフ住宅取得支援事業補助金と2件の事業が計画されております。村内には不動産業者がないため、空き家の件数や需要などのデータが乏しかったわけですが、今回は空き家バンクとして行政が仲介し、村のホームページ上で公開すると聞いております。何とかうまくいくように願っております。

しかしながら、県内の空き家バンクの状況を見たり聞いたりしておりますと、あまり利用が進んでいないように見受けられます。幸いにして舟橋村は、富山市に隣接し、地理的条件にも恵まれており、情報の発信いかんによっては空き家の需要の掘り起こしになるのではないかと考えます。

空き家の問題を考える場合、既に空き家として発生してから業者の管理下にあるものと、個人の所有にあるものがあります。管理の行き届かなくなった空き家は、衛生面や不法投棄、防犯など生活環境を保全する上で、また住民の安全を確保する意味で重要な問題であります。

ただ、空き家といえども個人の財産であり、他人がどうこうできるものではありませんが、隣近所に影響を及ぼすとなると、対策を考える必要があります。空き家というより廃家となればなおさらであります。場合によっては持ち主の管理責任を問う必要もあ

るかと思えます。

ことしの4月8日付の某新聞によれば、全国で、16都道府県の31の自治体が空き家対策条例を制定しております。また、近隣の市では、建物と土地の寄附を前提とした公費による取り壊しを行っている事例もあります。

空き家の適切な管理を所有者に義務づけ、撤去規定も盛り込んだ「空き家条例」の制定も必要になってくるのではないかと、村長にお考えをお聞きします。

補助金を交付することで空き家の有効活用が進むことを期待するものですが、空き家バンクはあくまでも申請者が登録して初めて掲載できるものです。申請のなかった空き家についてはどのようにされるのかお聞きします。

今後、少子高齢化と核家族化が進んでいく中で、将来を予測しての定住促進対策も考えていく必要があるのではないかと考えます。

2点目の質問として、ホームページの管理運営についてお聞きします。

ホームページの管理運営については、過去にもいろいろ質問があったかと思えます。ことし4月より、ケーブルテレビ富山の9チャンネルにおいて、舟橋村の情報が見られるようになりましたが、住民より「情報が古いのではないかと指摘があり、役場に確認をとったところ、ケーブルテレビより、舟橋村の情報を提供してほしいと申し入れがあり、ホームページのトピックス欄を自動掲載することになったと聞いております。現在、村のホームページのトピックス欄はそれぞれの担当者に任されているようですが、中には情報が古くなったものもあります。

パソコンの普及により情報の収集が容易になってきた半面、その情報にもリアルタイム性が求められるようになってきております。

2006年から舟橋村ホームページの年平均アクセス数の推移を見てみますと、2006年が3,306件、2007年が4,801件、2008年が4,013件、2009年が3,454件、2010年が3,139件、そして昨年は2,507件と、2007年をピークとして見事なくらいに右肩下がりで減少しております。

アクセス数の減少についてはその原因がどこにあるのか分析されているものと思えますが、戸数も人口も増加傾向にあった中でアクセス数が減少傾向にあるということは、ホームページとしての魅力がなくなっているのではなかろうかと危惧するわけです。

2010年3月、前原議員がホームページ関連について質問をしております。そのときは、各担当者がリアルタイムな情報を提供できるように管理してほしい。また、更新

作業はどのように行われているのか。チェックはどのようになされているのかがホームページに関する前原議員の質問でありました。

一部その質問と重複するところもあり、恐縮ではありますが、今後の舟橋村からの情報発信として、いかに魅力的なホームページにするかが重要と考え、3点質問いたします。

1、ホームページの管理規定は整備されているのか、また掲載手続きはどのようになっているのか。掲載内容の更新が適切に行われているのか。3番目、職員は運営を熟知しているのか、また研修の必要性はあるのか。以上3点についてお聞きします。

次に、3点目の質問として、「J - A L E R T」(全国瞬時警報システム)についてお伺いします。

J - A L E R T (全国瞬時警報システム)の運用が開始されてから1年が経過しようとしていますが、住民に対しては、いまだに運用のあり方について何ら示されておられません。どのような場合に放送し、放送しないのか。もし放送するとしたならば、どのような状況を想定しているのか。また、その回数は何回までとするか。当然、住民として知っておく必要があるのではないのでしょうか。

J - A L E R Tの運用基準・運用マニュアルを作成し、住民に対して説明する必要があると思いますが、どのように考えておられるか、当局の考えをお聞きします。

以上です。

議長(竹島貴行君) 総務課長 松本良樹君。

総務課長(松本良樹君) おはようございます。

私のほうからは、ホームページとJ - A L E R Tに関するご質問についてお答えをしたいと思います。

まず、ホームページの運用についてのご質問ですが、トピックス欄につきましては、管理規定等の整備はしてありませんが、イベントの開催、舟橋会館の予約状況、検診のお知らせ等、住民にお知らせすべき項目につきましては、それぞれの担当者がその都度起案をいたしまして、担当課長の決裁を受けた上で掲載をしているところであり、現在7つの関連記事が掲載されております。

最新の情報といたしまして、「舟橋会館予約状況」、6月のものがございます。「生活環境と暮らしの調査 調査結果報告」、それと、継続して情報を提供すべきものとしましては、「外国人に関する住民登録の制度が変わります」というお知らせ。「舟橋村交通安全

計画」「舟橋駅南有料駐車場のお知らせ」「舟橋村橋梁長寿命化修繕計画」「小・中学校耐震化状況一覧」であります。

そもそも、トピックスについては、ホームページでの表示期間を入力した上で掲載しておりますから、多くのものが1週間から2週間、表示期間が切れれば自動的に削除されますので、議員がご指摘の期限が切れたものは掲載はされていないと考えております。

また、暮らしのガイド等につきましても、以前に前原議員の一般質問でご指摘があった際に、適宜修正を行いまして最新の情報が掲載されておりますが、今後改正等があれば、その都度、迅速に対応してまいりたいと考えております。

職員は運営に習熟しているかのご質問であります。ホームページ運営の専任の職員がおりませんので、ある程度の知識は持っているとは思いますが、習熟しているとは言えないと思います。

これを補完するために、コンサルタントに委託をかけた上で、技術的なことや専門的なことについては相談しながら運営をしておりますが、今後はホームページ運営に関する研修を受講させる等、職員自身の資質の向上に努めることも重要であると考えております。

自治体が運営するホームページは、その自治体のウェブ上での顔であると考えております。今後は、村内外を問わず多くの方々にアクセスしていただき、最新の情報が発信できるよう、一層魅力あるホームページの運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

次に、緊急告知システムについてのご質問にお答えをします。

緊急告知システムは、議員ご指摘のとおり、運用を開始いたしまして1年が経過しようとしております。まず、これまでの運用状況についてご説明を申し上げます。1点目には、J - A L E R T を経由して直接放送される国民保護に関する情報。これについては、まだ一度も流れておりません。2点目には、昨年末に発生した断水の際の情報提供。3点目には、4月3日の強風時の住民への注意喚起のための放送であります。

基本的には、住民生活に重大な影響を及ぼす事案、また村内に甚大な被害を及ぼすことが予想される事案等の緊急情報に限り緊急告知システムを活用してきたところでございます。しかし、明文化された運用基準等は、まだございません。

近隣の市町では、今申し上げたような緊急情報のほかに、選挙時の投票の呼びかけや

交通安全週間、火災予防週間等の周知等にも活用されていると聞いてございます。これらのことも参考にしながら、運用基準を策定いたしまして、緊急告知システムの適正な運用管理に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 川崎議員さんの空き家対策についてご質問にお答えいたします。

まず、現在把握している本村の空き家件数は、議員さんがおっしゃったとおり10件であり、すべてが個人の所有物件でもあります。

幸いなことに、本村の世帯数に占める空き家の割合は、近隣市町に比べまして低いものであります。しかし、放置すれば、必ずや大きな社会問題にといたしますか、発展するということが予測されるわけであります。そのためにも今年度から空き家対策事業に着手したところであります。

その内容を申し上げますと、今年度取り組む事業の1つ目には、空き家バンクであります。空き家バンクとは、村が地元住民の方から住宅の空き室・空き家に関する情報提供などを受けるなど、移住・交流者向けの物件を収集・蓄積いたしまして、ウェブサイト等でこれらの物件情報を公開するものであります。

2つ目には、セカンドライフ住宅取得支援事業であります。村外の方が空き家を購入された場合、その住宅の購入または改修に要する費用に対しまして、50万円を限度に助成する制度であります。

3つ目には、住宅相談窓口設置事業であります。住宅相談、空き家バンク情報及びセカンドライフ取得支援制度などの相談窓口を設置いたします。

しかしながら、本事業は今年度から取り組み始めたものでありますので、どの程度成果が生まれるかは未知数であります。そのことから、すべての空き家問題がこのことによりまして解消されるわけではないものと理解しておるところであります。

今後、空き家が管理されないまま放置されれば、先ほど言いましたように、住民から防犯、防災、建物の安全性の面でも不安の声が増加してくるものと予測されますので、さらなる対策が必要であることも認識しているところであります。

議員が指摘されました空き家管理条例とは、所有者に対し適正な維持管理を義務づけるわけでありませけれども、その所有者が土地・建物を行政に寄附することによって、その条件を出されて、村のほうでその空き家を解体するというような制度の仕組みであ

ります。

近年、この条例を制定する自治体も増えてまいっております。この背景には、所有者に対する維持管理の義務づけだけでは効果が少なく、さらに従わない場合には、所有者の氏名、住所を公表するといった規定も盛り込んでおる条例もあるわけでありまして、そういったこと等に取り組んでいる行政体もありますので、十分そういった情報も参考にしたいと思っております、今後。

行政が建物を解体・整備した場合であっても、その後だれが実質的な管理を行っていくかというふうな課題もあります。そういうことから考えて見ますと、条例があっても、自治会をはじめとする地域関係者の理解と協力をいただかなければ、その効果が確実に出てくるものでないと、こういうふうにも思っております。

また、議員から、空き家バンクの申請がなかった場合、どのようにするのかという質問もございましたが、本村の空き家対策事業では、この年度から始まったばかりでございますので、今後その成果を踏まえて、新しい行政経営手法とっておりますP D C A マネジメントサイクルという手法に基づいて、先を見据えたこの空き家対策事業を進めてまいりたいというふうにも考えております。

いずれにいたしましても、今年度スタートしたばかりの事業でありますので、十分その中身を今後検証しながら、村民の理解を得るようなことを努めてまいるといふふうに思っておりますので、もうしばらくの時間をいただきますようお願い申し上げます、私からの答弁とさせていただきます。

よろしくお願い申し上げます。

議長（竹島貴行君） ここで、暫時休憩をいたします。

午前 9時45分 休憩

午前 9時55分 再開

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は8人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

1番 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） おはようございます。

私のほうから、舟橋村を東西に横断しております県道富山上市線の路面補修及び歩道等の整備促進について質問をいたします。

去る4月3日の台風並みの暴風雨、5月6日は竜巻等自然災害、そして4月29日の運転手の人為的ミスによるのか、あるいは道路というインフラ整備の不良によるのかわかりませんが、痛ましい交通事故が起きております。新聞等の社説では、道路の構造面のチェックも必要ではないのかとも報道しております。

我が舟橋村でも、いつ何が起きるかわかりません。「想定外」と言って片づけてはおられません。現実には、災害、事故が起きておるのです。村長には、安心・安全という道のかじ取りを、これからもしっかりととっていただきたいと考えます。

さて、私は選挙公約で安心・安全な村づくりの構築を挙げておりました。先日、竹内公民館で、舟橋区域内、臼井宅前道路から竹内区域内、竹内交差点までの区間の歩道の拡幅・整備に向けて、用地買収を伴う道路改良測量設計等の説明会がありました。また、村長懇談会での席で、村長は、この区間を県道整備の見本とし、かつ、用地買収を含めた整備の促進を図るためと説明されました。

そこで、古くて新しい問題かどうかはわかりませんが、この県道富山上市線については、昭和30年代ごろに車道の舗装がされたと私は思っております。その後、ほとんど整備がなされていないと思います。

後ほど述べますが、若干の補修等がなされたものの、抜本的な整備はなされておられません。恐らく富山上市線のところに住んでおられる方はそういうふうに思っておられると思います。したがって、これからも継続して取り組んでいただきたいと考えております。

さて、5年前に、私が舟橋村の自治会連合会長をしておるとき、舟橋村村議会議員の方、そして富山県自治会連合会にも、県道富山上市線の拡幅・路面の舗装補修・歩道の整備をお願いしました。が、一向に、遅々として前に進んでおりません。進んでいないのが現状であります。

ところが、今回、竹内地内で測量等の調査に着手し、引き続き整備促進に努めてまいりたいとの富山県道路課の回答があったことは、非常にうれしいことだと思います。自民党富山県連の政調会議の席上で幹事長にも確認をしたところであります。

現在、舟橋村には、ご存じのように、県道富山上市線、4号線ですが、約2、440

メートル。県道立山水橋線、15号線ですが、約540メートル。県道立山舟橋線、147号線です。これが約2,220メートル。ほかに、159号線、161号線など6本の道路が整備されております。中でも、県道富山上市線、県道立山水橋線は早くから整備されておるところから、当時の道路規格に合わせて整備されているものと考えます。したがって、車道幅は論外といたしましても、歩道の整備は全くと言ってよいほど未整備であります。

ご存じのことと思いますが、道路の定義について少々述べさせていただきますと、道路は、道路法、道路構造令等に規定されており、道路法第29条、道路の構造は、当該道路の存する地域の地形、地質、気象その他の状況及び当該道路の交通状況を考慮し、通常の衝撃に対して安全かつ円滑な交通を確保することができるものでなければならないと規定し、同法第42条、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないと規定されております。

また、道路構造令第11条、歩道の幅員は、歩行者の交通量の多い道路にあつては3.5メートル以上、その他の道路にあつては2メートル以上とするものとする。これは、歩行者の交通量の多い道路の3.5メートルについては、車いす2台と歩行者2人のすれ違いが可能となるように、その他の道路の2メートルについては、車いす同士のすれ違いが可能となるよう定めたものであります。

さらに、歩道の幅員は、歩行者の移動円滑化のため、路上施設や縁石等を除き、実質、歩行者が通行可能な幅員をできるだけ連続して幅広く確保することが望ましいとなっております。「連続して」であります。大変難しい、かつ、希望的観測ではありますが、歩行者が安心して安全に歩行するためには欠かせないことと考えます。

加えて、道路交通法第2条第1項第2号の規定によりますと、歩道とは、歩行者の通行の用に供するため縁石線または柵その他これに類する工作物によって区画された道路の部分を言うとして規定されております。

舟橋村の県道の現状は、県道富山上市線及び立山水橋線以外は、比較的県道としての指定が近年であります。県道富山上市線に至っては、現在の道路構造令に合致していない実情であります。

県道立山水橋線の道路にあつては、舟橋交差点の改良に合わせ、平成12年度にほぼ整備されたところであります。

ところで、昨今における県道富山上市線の修繕を含めた整備状況を見ると、平成5年度に国重地内で歩道が約330メートル整備、平成12年度に舗装補修が約40メートル、平成22年度に35メートルが整備、竹内地内では平成13年度に270メートル舗装補修、そして舟橋地内で平成13年度に約180メートル、平成22年度に約90メートルが整備されております。

このことから、富山上市線の舗装補修にあっては、延長距離2,440メートルのうち615メートルの補修であり、約25%の補修にとどまっております。したがって、道路のあちこちで路面にひび割れ状態が起き、わだちが起き、自動車運転に悪影響を与えております。

先ほども話をしましたが、「想定外」という言葉が盛んに言われておりますが、地域防災計画によりますと、県道富山上市線は、緊急通行確保路線 略して緊急輸送道路と言っております に指定されていることは、ご存じのことと思います。

この指定道路であるにもかかわらず、お粗末な道路、安心・安全を考えると歩道もない、路面もひび割れ凹凸の状態であり、緊急輸送道路としての機能を果たしていないのではないかという疑問を感じるところであります。緊急自動車が走る。歩行者は、歩道がないから、お構いなしに車道を歩く。2次災害が起きかねません。何が起きるかわからない時代です。したがって、不測の事態に備え、常に万全に整備しておく必要があると考えます。

視点を変えて、平成22年度の上市署管内の交通事故件数は188件、うち舟橋村の交通事故件数は11件であります。道路別では、県道富山上市線が10件であります。

平成23年度の同管内の交通事故件数は163件で、舟橋村での交通事故件数は5件、道路別の県道富山上市線では2件となっております。非常に少ないと思われる事故件数になってきておりますが、油断はできません。

また、県道富山上市線の1日の交通量は約8,700台。富立大橋の橋詰めの交通量は約1万3,000台です。人の往来は、日中約130人とも聞いております。

交通量は、以前は県道富山上市線の常盤橋に集中していたのですが、富立大橋が片側1車線で完成し、交通量は緩和されたものの、今でも幹線道路に違いはありません。重要な道路であることは否めません。

いろいろ災害、事故にかかるリスクを述べましたが、このような状況を踏まえ、舟橋村の要望として、これからも県道富山上市線の拡幅・路面の舗装補修・歩道等の整備促

進を強力に県に働きかけていただくため、村としての県道富山上市線の今後のビジョンの策定、あるいは今後どんなふうにするか整備年次計画について、県に対してどのように進められるか、村長の考えをご答弁願います。

以上です。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 1番森議員さんの県道富山上市線路面補修及び歩道等の整備促進についてのご質問にお答えいたします。

議員が先ほど、いろいろとお調べになったデータで、いかにこの道路が本村にとって幹線として位置づけられておるかということは、皆さん方もおわかりだと思います。そういうところを含めまして、ちょっと答弁させていただきます。

主要地方道の富山上市線にかかる路面の補修、歩道等の整備促進につきましては、毎年1月に自治会長会議を開いております。その中で、関係する自治会からそういった路面補修なり、あるいはまた歩道の改修につきまして要望されていることは事実であります。そういうことを含めまして、議員さんは十分ご存じであると思っております。

現在当該路線に設置されております歩道は1メートル余りの幅員であります。先ほど議員さんがおっしゃったとおり、道路の構造令で行きますと、2メートル以上が必要でありますけれども、1メートルの幅員に現在なっているわけであります。

その背景をちょっと申し上げますと、昭和30年代の後半になりまして、この県道富山上市線がようやく砂利道から舗装されたわけでありまして、そしてまた、この県道のそういった改修、あるいはまた改良、舗装等につきましては、地元の自治体が1割負担ということになっておるわけであります。その当時、舗装によって、舟橋村に負担金の請求書が九十数万だったと私は記憶しておるわけでありましたが、それを10年間にわたって支払いするという財政の多難なときでもあったわけであります。もちろん、富山県におきまして、そういう財政難のときであったと私は思うわけであります。そういう中で、県道がそのように、いろんな、歩道がついたり、あるいはまた舗装されていったという背景もあることをご理解いただきたいと思いますというわけであります。

とりわけ冬期間には、除雪による雪が、一時的であります、歩道内に堆積されまして、歩行スペースがさらに縮小となると。そういうことから、非常に歩行者にとっては利用ができがたいといえますか、そういうような環境といえますか、状況にあることは事実であります。そしてまた、歩道は、皆さんご存じのとおり、フラットでありません。

実はマウンドアップといいまして、盛り上がっておるわけですね。そういうことでありますので、生活弱者と言われております高齢者の方とか、あるいはまた障害を持った方で車いすを利用される方にとっては、非常に使用しがたいといいますか、利用しがたいような構造になっておるわけでありまして、そういったことで、大変不便性があるということも実態であります。

村といたしましては、先ほども申し上げましたとおり、各自治会からの要請、要望事項につきましては、その都度、この管轄しております立山土木事務所のほうへ伝えまして、早期に改修といいますか、整備促進を依頼しているところであります。

そしてまた、定期的といいますか、昨年から始めたわけでありまして、管内の土木事業につきまして、直接、立山土木の所長さんをはじめ関係職員と情報交換をすると。舟橋村の悩みも聞いていただける、そしてまた、県の整備計画も聞かせていただくというふうな意見交換会を昨年から持ちまして、今年は今月21日に行くということになっております。また、それ以外に、担当者の方に現地を見ていただきまして、こういうふうな状態であるとか、あるいはまた、これをどのようにしたらいいのかという、いわゆる事前協議も行っておりまして、それぞれ皆さん方の要望をいかに実現するかということでいろいろ働きかけているわけでありまして。

しかしながら、舟橋村と県との違いをひとつお話をしますと、県は一つの 予算の関係で私は申し上げますと、県には本庁に道路課があって、出先があって、いろいろと、そして予算が要望されてきますね。要望予算額ですね。それで、予算と箇所付けということになるわけでありまして、ご存じのとおり、富山県の今年度の予算額が5,500億なんですね。それを県民1人当たりになりますと、50万なんですね。で、舟橋村は、ご案内のとおり、15億の予算を組んでおりますから、人口3,000人で割りますと50万です。県と舟橋村が一緒では、やはり皆さん、そのように考えていただきたいわけですね。それだけの財源しかないということなんです。

ですから、いくら主要地方道、幹線道路といっても、優先順位をつけて、そういった予算配分をしながらやっていかなければならないという県の状態もご理解いただきたいわけでありまして。

そういう点では、我が村におきましては、できる限り、皆さん方から、自治会から要望があった箇所につきましては、速やかに対応しているのが実態でありますので、これは、議員の皆さんはご存じであると私は思っております。

そういったことも念頭に置かれまして、ひとつ物も考えていただきたいというのが私のお願いであります。だからといって、要望しないとか、そういうことではありません。背景にはそういったこともあるということをご理解いただきたいわけであります。

そういうことで、県では、そういった幹線道路とか、あるいはまた主要地方道を含めまして、全体の路線にかかる整備計画は持っておりません。私はそうだと思います。

そこで、それなら整備方針はどのようにしてやっているのかといたしますと、交通量、あるいはまた住民の生活環境、あるいはまた交通安全等から緊急性の高い箇所から順次実施しているというふうに所長からも伺っておるわけでありますので、そういったことから行きますと、今回の舟橋村において、新たに舟橋の駅前から、竹内のことでございますけれども、竹内交差点から上市方向へ約300メートルの区間、改良事業に合わせまして測量事業が始まったということは、私は非常に素晴らしいことであると、こういうふうに思っておるわけであります。

このことによりまして、平成25年度以降の早い時期に竹内交差点から村道舟橋西部線に至る区間の歩道は両側に付きまして、2.5メートルの幅員でございますけれども、完成する予定になっているわけであります。私は、これがきっかけになりまして、今後、富山上市線の整備がされていくものと期待しておるわけでありますので、十分そういった面も含めまして、これから県に働きかけていきたいと、こういうふうに思っておるわけであります。

そういうことで、こういうふうに森議員さんの、議会として、あるいはまた議員として力強いご支援をいただいたわけでありますので、それを束にと言ったらおかしいんですが、背中を押していただくことにいたしまして、今後さらにその実現に向かって進めてまいりたいと思っております。

そこで、先ほど森議員さんのほうから それでは、富山上市線の、今まで県が取り組んできたといえますか、実施した事業の内容につきまして、もう一度私のほうから、調べておりますのでご報告申し上げたいと思っております。

平成5年度から平成22年度までの実績といえますか、実施されたものを列挙いたします。歩道の整備につきましては、平成5年度に国重地内で幅員3.5メートル、延長330メートルを行っております。舗装の補修事業におきましては、平成12年度に国重地内で40メートル、平成13年度には竹内地内、270メートル、舟橋地内、180メートル、計450メートルが実施されております。平成22年度には舟橋地内、9

0メートル、国重地内、35メートル、計125メートルが実施されております。交差点改良事業では、平成12年度、通称「松田交差点」、舟橋交差点でございますが、右折レーンが設置されております。

そういったことで、微々であるといえますか、事業量とすれば少ないようでございますけれども、全くされていないということではないんでありまして、こういった実態も含めまして、今度予定しております21日の立山土木事務所との情報交換の席におきまして、十分こういったこともご説明申し上げてご理解いただき、そして25年度、要するに24年度以降のことにつきまして意見交換をさせていただいて、今議員さんのおっしゃったことが早く実現できるように、村といたしましても努力してまいりますので、どうかご理解賜りますようお願い申し上げますとさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島貴行君） 森 弘秋君。

1番（森 弘秋君） 今ほど村長から丁寧なる答弁、ありがとうございます。

当然、富山上市線は県道ですから、県の管理下にある。と一緒に、今ほどありましたように、予算もついて回ると。予算関係もありまして、村として簡単にできないと。

けれども、これからお願いしたいのは、今ほど村長も話がありましたように、ことしか来年かわかりませんが、竹内地域のあそこで2.5かな、その歩道がつく、道路を直すということでしたので、これからも計画的に、継続的といえますか、切れ目なく県に対して富山上市線の全体像をとらえながら、懇談会なりいろんな話し合いで推し進めてもらいたいというふうに思います。

あくまでも一部分ではなくて、全体的なプランを持ってやらないと意味がないというふうに思いますので、また、なかなか県も予算をつけてくれないと思いますので、よろしくお願ひします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 森議員さんの再質問といえますか、お話の中にありました、県のほうへの働きかけのことでございますけれども、私のほうでは、もう一つ皆さん方にお願ひしたいのは、この道路の、何といえますか、整備に当たっては、一番肝心なのは用地の取得であります。今まで県道のこと、いろいろと私もその現場といえますか、立ち会ったことは数々あるわけですが、そのときに一番ネックになるのは、理解を得られないと、協力を得られないということなんですね。現に、今、国重地内で申し上

げると、喜多山ですか、あそこでとまっておるわけですね、歩道が。あと、西のほうへ行けば、敷地といいますか、確保できるわけです。しかしながら、民地もあるわけであり、なかなかそれに応じていただけないということでありまして、そういった実態もあるということも、またご理解いただきたいということでございます。

そしてまた、一方では、図面を引いて「こうだ」ということをやりますと、逆に、おれたちに言わずに勝手に図面を引いたとかというふうに、非常に難しい面もあるわけであり、それで、こういうことも、そういった要望をかなえていくということは簡単ではないといえますか、難しいものがあるということもお互いに理解しながら、その中でできるだけ知恵を絞って県に働きかけていくことも必要かと思っておりますので、フリーな立場でこういった議員の皆さんとお話をし、あるいはまた、関係の自治会長さんとも話ができるような環境づくりに努めることも私は大切だと思っております。今後そういうことで皆様方のご理解とご支援を賜るようお願い申し上げて、再度の質問にお答えしたいと思っております。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 5番 山崎知信君。

5番（山崎知信君） おはようございます。山崎でございます。

私の質問は買い物弱者等の対策の質問ですが、第4次総合計画で、第1の柱に安心・安全な村づくり、また、日本一健康な村づくりと掲げていますが、12月の水道の断水事故、その対応としての回答では、「業者任せではいけない。役場の庁内、もしくは職員なりの監視体制で、できることは手前でやる。12月6日の断水事故を教訓に、以後ないように努める」といった12月の一般質問の回答の矢先に、先般の6月4日の断水、安心・安全な村づくりを掲げているのに2度の断水事故がありました。また、村民の方が「街灯が切れている」と職員に言ったところ、「おれの管轄ではない」といった返事。「この村にいるのが嫌になった」と住民の方がつぶやいておられました。

さて、人口減少に転じる中、高齢者数、65歳以上は年々増え続け、富山市では平成24年度11万178人、26年度は11万5,650人、2年間で約5,500人が多くなると推測しています。65歳以上の高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は、平成26年には27.9%に達する見込みとなっております。

そんな高齢者が増え続ける中、最寄りの店まで500メートル以上の買い物難民が全国で910万人になると推測され、富山県でも推計で5万人もの人が買い物に苦労する

のではないかと、難民になるのではないかとおられます。

そのような中、立山舟橋商工会では、「買い物たのまれ屋」が4月2日に立山町の「休んでかれや」に開設されました。会員登録が必要で、高齢者だけでなく、介護や育児で忙しい方も登録でき、電話で注文すると自宅まで商品を届けてくれ、手数料100円を支払う仕組みです。商品は、町内スーパー26店舗が取り扱う肉、魚、食料品の全般をはじめ、衣類や文具、クリーニングなども扱っております。

また同時に、4月2日より、千垣芦峯寺間でございますけれども、目で楽しむ買い物に対して、高齢者にワゴン車（15人乗り）の運行を開始しております。料金は、地鉄が立山町の委託を受け3年前から運行している路線バス、「ここバス」といいますけれども、その料金と同じで、年齢を問わず、大人200円、子ども100円となっております。また、富山市では、65歳以上の人には100円定期バスを発行。バス、電車、何に乗ろうと、市内ならどこまで行こうと100円です。

さて、舟橋村の買い物弱者に対してですが、あの南の商業施設ができていれば500メートル以上の買い物弱者が解消していると思いますが、いまだに何もしていないのが現状です。村が許可を出しているのに業者任せ。副村長を中心とするプロジェクトが何の活動もなく、12月の回答では、今は休止中とのこと。村発展のためには、そんなことで、プロジェクトはどうするのでしょうか。やはり村長がトップセールスになって、早く実現してもらいたいものです。強く要望します。

今後舟橋村も高齢者が間違いなく増える中、買い物難民に対し、買い物サービス、目で見て買い物を楽しむ移動手段としてどう考えているのか。人口増もしかり、私の12月の人口増加計画の質問では、「非常に自然環境に恵まれているといった高い評価を受けている。だから、人口が増えるんだ」という答弁でございましたが、この回答だけではなかなか人口増にはならないのではないのでしょうか。

村の高齢者のサービスとしては、免許返納者に限り、月4,000円の補助があるだけ。このような現状では、あのつばやきの住民が多くなるのではないのでしょうか。

そのような気持ちを持つ住民が増えないよう、村存続のため、今後、高齢者に対し、どんな住民サービスが確実にできるのか、明快な回答を村長に伺います。

村長は先ほど、出馬表明に向け、住民が夢を持って、舟橋村は健康でいきいきとしていることを私は望んでいると答弁されましたけれども、今後その夢がどのような形であらわれて高齢者のために尽くされるのか、回答してもらいたいと思います。

以上でございます。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 5番山崎知信議員さんの買い物弱者についてのご質問にお答えいたします。

皆様ご存じのとおり、今、日本の社会として抱えているいろんな課題があるわけですが、そういった中の一つに少子高齢化の問題があります。少子高齢化ということが叫ばれてから、かなり長い年月がたっておるわけでありまして。今や高齢化社会よりもはるかかなたの超高齢化社会に突入しているのではないかと私は思っております。

そしてまた、65歳以上の人口、いわゆる高齢者の方が2,700万人に達しているということでございますので、4人で1人の高齢者を支えているというのが現状であります。さらに、25年後には国民全体の約3分の1が高齢者になるというふうな予測も、これは国の、厚生省の所管になっていくわけでありまして、人口問題研究所というのがございます。そういったところでデータを出しておるわけでありまして、このように日本は世界一の高齢者王国になっていると、それも現在進行形であるということでもあります。

先ほど山崎議員さんが質問された趣旨はこういった背景からでありますけれども、こういった、いわゆる生活弱者という方に対応するためには、買い物支援のみでないと私は思っておるわけでありまして。

と申し上げますのは、高齢者の方は、買い物ばかりでない、いろんな悩みを持っておるわけでありまして。そういった悩みを解消できる環境づくりが私は最も大切だと思っております。

そういうことで、そういった皆さん方の、行政といいますか、我々に対する要望が何であるかという実態を把握すると。それも通り一遍のものでなくて、詳細にわたってそういった調査をし、まとめ上げるということが私は大切なことだと思っております。

そこで、現在、舟橋村でどのような、こういった買い物弱者といいますか、生活弱者に対して支援をしておるかということでございますが、これは社会福祉協議会にお願いしているわけでありまして、そういったことで、その事業の取り組み内容を申し上げますと、調理が困難な在宅高齢者の方々の居宅を訪問いたしまして、栄養のバランスのとれた食事の提供、健康の維持及び健康状態の把握、孤独感の解消、安否確認などを図ることを目的に、配食サービス「たべんまいけ」を実施しておいでになります。この事業

は月に1回の実施でありまして、私は、これだけでは十分とは言えないとは思っております。

一方、先ほど山崎議員さんがおっしゃったとおり、隣町の立山町では、商工会や地元業者による配食サービスに加えまして、衣類や文具など町内26商店から欲しい商品を電話で注文する買い物代行もあわせて実施されております。こういうことは、私は十分参考になる事例であると受けとめております。

しかしながら、生活弱者への支援を検討すると、事業化する上で最もかなめとなるものは、先ほど言いましたけれども、高齢者の皆さんにどのようなニーズがあるのかという、優先的にそういった把握をしてから事業化をするのが私は大切でないかと思っております。

具体的に言いますと、単に調理が困難なために配食サービスが欲しいのか、あるいはまたスーパーまでの交通手段としてそういったサービスが欲しいのか、あるいはまた買い物が困難なために希望の食材を買ってきてほしいという、そういったニーズなのか、そういったいろんな面があると思います。そして、そのいろんなことによってその対応策が異なっております。

そういった中での取り組みであります。私はそういった背景を考えたときに、舟橋村は、皆さんご存じのとおり、3.47平方キロの中に3,000人が住んでおるわけにあります。ほかの町や市と違いまして、非常に立地環境はいいわけにあります。そして、ほかの自治体と地域間格差といいますか、山間部とかそういうことはありませんので、非常にサービス提供がやりやすいということも考えておるわけにあります。

そういった面から考えてみましても、くどいようですが、十分なニーズ調査というものが必要だと、こういうふうには思っております。今年度、あるいはまた来年度に向けて、そういった社会福祉協議会の方々とも十分相談いたしまして、こういった形でのニーズ調査が必要なのか検討してまいりたいと思っております。

そしてまた、先ほどおっしゃったスーパーの件、商業施設の出店の件でございますけれども、ご案内のとおり、横沢の信号機がありますけれども、なぜかといいますと、あそこの現状を、後からまた現地を見られる方もおいでになると思うんですが、去年はヒマワリで、ちょうどあそこの環境美化ということで、その出店用地のことでございますが、何といいますか、環境美化にも、ヒマワリを植えていただいて、種子をまいてヒマワリが咲いたということで非常に環境がよくなりまして、ことしはコスモスだというこ

とを聞いておりますけれども、ちょうどあの信号機から中へ入るわけでありまして、そして、もちろんその頭にある土地は、立山町になるわけでありまして。そういった地理的な環境もあって、私もほかのところから聞かれまして、こういう構想であるんだと、協力していただけないかということも、ある金融機関と数日前に言ったんでありますが、まだ回答は来ておりません。

そういったことで、出店をあきらめているわけでありません。要は、来たからには、短期間に撤退していただくとか、そういうことのないように、少なくとも20年、30年は営業活動していただけるということを想定しておるわけでありまして。

あんまり私は、こう言って先を急いで、後からトラブルにならないようにということも気をつけてもらわなくてはならないというふうに思っておるわけでありまして、いろいろと議員さんのおっしゃる趣旨はわかるのでありまして、全員協議会等でこの件につきましても皆さん方と意見交換をさせていただければ、機会をいただければ、私は非常にいいのではなからうかと思っております。要はなぜそういった出店ができないのかという、諸条件がどうなのかということをご理解いただく必要は、私はあると思っております。それを隠すつもりは、私はありませんので、つぶさにお話をし、皆さんと理解を共通していただきたいと、こういうふうに思っておるわけでありまして。そういうこともご理解いただきたいということでありまして。

それで、改めてでございますが、そういった生活弱者への支援につきましては、本当にそういった方々にふさわしい事業を、何と申しますか、速やかに検討してまいりたいということをご申上げまして、私の答弁とさせていただきます。

よろしくお願ひ申し上げます。

議長（竹島貴行君） 山崎知信君。

5番（山崎知信君） 村長は、明快な回答をしてくれという私の質問に、社会福祉協議会の会長さんと相談して云々かんぬんということがございました。会長さんにはえらく無理をかけますけれども、今後ともひとつよろしくお願ひして、私の再質問といたします。

よろしくお願ひします。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 山崎議員さんのほうから温かいお言葉をいただきまして、ありがとうございます。

私のほうも、先ほど、立山町での取り組み状況を把握しておるわけでありまして、なぜニーズ把握が大切かということをお願いしておるわけでありまして。

現在、立山町の実施されておる状況を見ますと、該当するといえますか、世帯をいいますと968世帯で、人員にいたしますと1,996人の方がおいでになるわけでありまして、現在登録されているのが39名であります。そしてまた、1日平均で利用されておるのが、平成23年度、昨年度でございますが、20人の利用でとどまっておるわけでありまして。

反省と私は言っておるわけではないんでありまして、そういった現状から行きますと、本当に何が必要なのかということをはっきりとつかんでいかないと、スタートした後に、こういうことをすればよかった、ああいうことをすればよかった、それはそれで見直しという時点でいいんですけれども、取り組む内容をきちんとしていくのが、事業化をするのが一番私はかなめだと思っておりますので、再度申し上げますが、議員さんともよくご相談いたしながらこの事業等に取り組んでまいり所存でありますので、ご理解をまた改めてお願いいたします。

議長（竹島貴行君） 2番 塩原 勝君。

2番（塩原 勝君） 通学路の整備について、村長に質問します。

毎年のように悲惨な交通事故が発生しているわけですが、特にことしに入ってから通学路で登下校の児童生徒が巻き込まれて死傷する重大事故が多発しています。

全国どの都道府県においても、生活弱者、交通弱者を守るために、改めて道路の安全点検が必要なわけでありまして。とりわけ、登下校時の児童生徒の安全確保のために、通学路の安全点検と安全対策が急がれます。

村内でも、平成に入ってから、道路が新設または拡幅、そして歩道も整備されてきております。安全確保に配慮されてきているわけでありまして、先ほども森議員さんが詳しく質問されました主要地方道富山上市線の歩道については極めて不完全であります。ようやく竹内・舟橋地区内の一部分が改良されることになり、測量が行われたことは喜ばしいけれども、全体がいつ整備されるのか、先が全く見えません。

ところで、各地区で見えますと、以前からいろいろ話題には上っているわけですが、住宅が迫っているようなところでは、改良の必要性はしばしば話題には上りますが、放置されたままであります。

舟橋地区の小学生の通学路で見えますと、塩原潔さん宅の前の交差点から富山地方

鉄道の仏生寺踏切までが道幅も狭く、全く歩道がありません。また、踏切の道幅も一段と狭く、遮断機が上がった直後は、車と人が接触しそうなこともあります。

この村道は、近くに企業もあり、また富立大橋が開通してからは、通勤の自動車が非常に多く通過するようになりました。そういったことで、通学時の児童生徒の安全確保のために、この区間の歩道の設置と踏切の拡幅の計画があるかどうかお伺いします。

次に、公共施設内の情報や資料、展示物の更新について伺います。

資料や情報、またこれらはタイミングよく更新されていく必要があります。古い物を残しておくのは、新しい物と対比してその変遷を知るためであると考えます。そのためには、それら古い資料には期日や説明が必要だと思えます。先ほど川崎議員さんも言うておられましたが、村や村の公共施設関係のホームページの情報の更新が若干遅いような気がします。先ほども回答がありましたので、いろいろ事情もあると思えますが、努力していただきたいなと考えております。

そしてもう一つ、その中で、舟橋会館に掲示してある富山県地図と、展示してある県内の自治体の場所や形を示すジグソーパズル形式の地図盤がありますが、この地図盤は平成の大合併が行われる以前のままだと思われまます。何か理由があつてあるのか、新しいのは予算がなくてつukれないのか、そこのあたりを伺いたたいと思えます。

3点目は、各地区の公民館の避難場所としての整備についてであります。

今までにも大災害や広域消防にかかわることは、一般質問されてきております。特に昨年の6月議会で山崎議員さんが詳しく質問されたところでありまますが、私は各地区の避難場所の備えについて考えてみました。

3.11の東日本大震災以降、全国各地で、大きな自治体も、また小さな自治会においても、大災害に対する対策が検討されてきております。確かに舟橋村では、それなりの対策と迅速な対応ができるように整つてきてはいます。

しかし、村内の各自治会長さんに聞いてみたわけですが、避難場所になっている地区の公民館でも、非常時に必要な物品の検討などの話し合いもしていないと、十分でない、そしてまた、備えもほとんどないとの話でありました。車いすや発電機、バッテリー、非常食、毛布、停電時の暖房、その他いろいろ考えられるところかと思えます。たくさんの方が必要であるでしょう。

今、行政で若干の予算は考えておられるようでありまますが、もっときちんと協議して、行政の指導と支援のもとに防災対策、防災計画を立てて、村民の安心・安全を考え、非

常時にも、まずは生命を守るための対応がとれる体制にしていきたい。これらに関しての今後の整備計画などをお伺いします。

以上であります。

議長（竹島貴行君） 村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 2番塩原議員さんのご質問にお答えいたします。

初めに、通学路の整備についてのご質問であります。

4月に発生いたしました、京都府亀岡市での集団登校中の児童の列に車が突っ込みまして10人が死傷した事故や、千葉県での登校中の男児が車にはねられて死亡した事故など、最近、登下校時に交通事故に巻き込まれるといった痛ましい事故が多発しております。

全国的に通学路の安全確保が叫ばれております。富山県におきましても、県警におきまして、各警察署に対し、管内の小中学校の通学路の点検を早急に行うよう通知されたところであります。また、関係省庁からも、県を通じまして、教育委員会あてに通学路の安全点検に関する通知も届いております。

そこで、村といたしましては、去る6月1日の早朝に、上市警察署、立山土木事務所、小学校、役場の交通安全担当者及び道路担当者が参加いたしまして、学校側が危険であると考えている通学路3カ所につきまして、道路の形状、車の通行量、歩行者数等の点検を行いまして、意見交換を行ったところであります。現在、報告書が届いておりますが、担当課において対策を検討しているところであります。

いずれにいたしましても、児童生徒を悲惨な交通事故から守ることが急務であります。現在、稲荷地区におきましては、通学路としての歩行者専用道路の整備を23年度予算で実施することになっております。また、今定例会に提案いたしております補正予算におきましても、道路区画線の新設に係る費用を計上したところであります。

今後とも関係機関と連携を図りながら、危険箇所等を点検いたしまして、必要に応じて道路の拡幅、歩道の整備、通学路の変更なども視野に入れながら、早急に対応してまいりたいと考えております。そして、いつも言うておりますように、安全・安心な村づくりを推進していくというふうに考えておる次第であります。

さて、議員さんが指摘されました塩原潔さん宅前から地方鉄道の仏生寺踏切までのことについて、歩道がないというふうにおっしゃっております。そしてまた、踏切の拡幅計画があるのかというふうなご質問であります。

これにつきましては、ご案内のとおり、歩道を新設するとなれば、あそこにそれぞれ民家が、何と申しますか、そこについておまして、とれる幅が、私はないように思いますし、側溝にふたをすることによって通学路として、何と申しますか、利用できるスペースがあるかどうか、これは検討してまいります、歩道は新設できないと思っております。

それと、もう一つ、仏生寺踏切でございますけれども、踏切につきましては、これは鉄道の運輸法と申しますか、鉄道の軌道の法律が別にありまして、名古屋陸運局の許可とか、そういった手続きが要るわけでありまして、これも簡単にと申しますか、踏切改良がならんわけでありまして。これも、1種、2種、3種とあると、私は前に検討したことがあるんですが。それと、もし仮に、なっても、これは全く補助がありません。そして、村単独の事業になります。

でありますので、概算で、私は少なくとも四、五千万かかると申します、踏切改良だけでも。と申し上げますのは、舟橋の駅は高架駅になっております。そういうことがありまして、何と申しますか、ケーブルと申しますか、安全装置のケーブル線を信号機からつないでおりますので、そういうこともあります。

そういうことで、たとえ取り組んでも、少し私は日数がかかると申します。そういうことを含めまして、児童の登下校に、何らかそれ以外で対応できないかと、私はそう思うわけでありまして。

と申し上げますのは、見張りといったら失礼でございますが、その時間帯なりを何らかの形で民間の方々の協力、あるいはまた保護者の協力を得ながら 私は口を酸っぱく言っておるんでありますが、行政と住民との協働型というのが私はそういうところにもあるんじゃないかと。ただ単に、ハード的にと申しますか、歩道をつくれればいいのか、そういうことよりも、ある時間帯に、お互いに協力し合って、自分の子どもも含めて、そういう守ると申しますか、現に老人クラブの方々にお願いして、その方がやっておいでになるように、見守り隊をやっておりますね。そういうような形で一つものを展開する方法もあるんでなからうかと、こういうふうにも申しておるわけでありまして。

いろいろな意見はございます。十分検討してまいると申して申し上げて答弁とさせていただきます。

次に、舟橋会館での展示物の更新のことでございますけれども、これは平成6年の1

0月に富山県で開催されました第6回全国生涯学習フェスティバルにおいて、舟橋村の位置を富山県の地形図に合わせて表示することで、村内外から来られた方々にPRするというので作成したというふうに聞いております。その当時、平成6年ですから市町村合併は進んでおりませんので、35の市町村がありました。現在は平成の大合併によりまして15の市町村になりました。その合併後は色分けによって合併の様子もわかるように工夫しているというふうに聞いておるわけでありますが、いずれにいたしましても、やはりそういった説明ができないといいますが、皆さんが本当にわかるというものでなければ、そこに陳列するといいますが、置くということも非常にいかがかと、こういうふうにも考えておりますので、早急に検討いたしたいと思っております。

また、情報の公開にいたしましては、迅速で正確なものにしていかなければならんと、こういうふうに思っております。そういったことで、情報の古いものは早い段階で取捨選択していかなければならないとも考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、地区公民館の避難場所としての整備にかかるご質問でございました。

議員ご指摘のとおり、地区公民館は第1次避難所に指定しております。その公民館の中には耐震構造としては不十分な建物もあります。

そういったことで、今年度、村といたしましては、その地区で耐震診断、あるいはまた耐震改修を実施される場合においては、支援施策といたしまして、地区公民館耐震改修支援事業費補助金制度を設けておりますので、こういったことを十分ご検討の上、活用していただきますようお願いしたいと思っております。

そしてまた、非常時の備品の整備のことでございますけれども、東日本の大震災時の教訓でございますけれども、行政の役割以上に、住民が協力して助けあうという「共助」が大変重要であったというふうにも聞いておりますし、その役割を担っていくのが、私は自主防災組織であると思っております。

そういうことで、自主防災組織イコール自治会組織であると、私はかぶると思っておりますけれども、そういった自主防災組織がされたところなりに、そういった機材の整備につきまして、交付金制度を設けております。

そういったことで、金額にしますと30万円を限度としておりますけれども、皆さん方がそれを利用して、いわゆる発電機等を購入されとかということをいろいろと検討していただきたいということをお願いするわけでありますが、それ以外に皆さん方の

要望があれば、いろいろと検討して早急に対応するということもご理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、いろんな動き、そういう活動をしていただくのは地域の方々なのでありまして、そういう方々の活動しやすいような環境づくりは役場の責任でございますので、十分そういった支援体制を整備してまいりたいと、このようにも考えております。

また、お願いであります、そういう備品等の調達もありますけれども、一方、万が一の事態に備えて定期的な訓練とか、あるいはまた、そういった知識者を招聘してでもいろんな講演会といいますか、そういった面もされてもいかがかと。それについても、できる限り、また新たなる支援体制も考えてまいりたいと、こういうふうに思っておりますので。

いずれにしましても、先ほど申し上げましたとおり、くどいようでございますが、地域の皆さん方のお力添えを賜るような環境づくりに十分努めてまいりたいと、こういうふうに思っておりますので、塩原議員さんの格段のご理解と、今自治会長もしておいでになるわけでありまして、十分いろんなことを聞かせていただいて善処してまいりたいと、こういうふうにも思っておりますので、よろしくお願い申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

議長（竹島貴行君） 以上で一般質問を終わります。

議案第1号から議案第9号まで

議長（竹島貴行君） 日程第2 議案第1号から議案第9号まで、9案件を一括議題とします。

（質 疑）

議長（竹島貴行君） 提案理由の説明が終了しておりますので、これより一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

(討 論)

議長(竹島貴行君) これから一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) 討論がないようですから、討論を終わります。

(採 決)

議長(竹島貴行君) これより、議案第1号 舟橋村印鑑条例一部改正の件、議案第2号 舟橋村妊産婦医療費助成に関する条例一部改正の件、議案第3号 舟橋村乳児及び幼児医療費助成に関する条例一部改正の件、議案第4号 舟橋村児童医療費の助成に関する条例一部改正の件、議案第5号 舟橋村火災予防条例一部改正の件、以上の5案件を一括して採決します。

議案第1号から議案第5号までの5案件について、原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第5号までの5案件は、原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第6号 専決処分の承認を求める件、議案第7号 平成24年度舟橋村一般会計補正予算(第1号)、議案第8号 平成24年度舟橋村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)以上の3案件を一括して採決します。

議案第6号から議案第8号までの3案件について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長(竹島貴行君) 起立全員であります。

よって、議案第6号から議案第8号までの3案件は、原案のとおり可決・承認されました。

これより、議案第9号 富山県後期高齢者医療広域連合規約の変更の件を採決します。議案第9号について、原案のとおり可決・承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決・承認されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前11時04分 休憩

〔明和善一郎君が退場〕

午前11時05分 再開

議長（竹島貴行君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達しておりますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

副 議 長 辞 職 の 件

議長（竹島貴行君） 副議長の明和善一郎君から、副議長の辞職願が提出されております。

日程第3 副議長辞職の件を議題といたします。

まず、その辞職願を事務局長より朗読させます。

事務局長（田中 勝）

辞 職 願

このたび、一身上の都合により副議長を辞職したいから、許可されるよう願い出ます。

舟橋村議会副議長 明和善一郎

以上であります。

議長（竹島貴行君） お諮りいたします。

明和善一郎君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

よって、明和善一郎君の副議長の辞職を許可することに決定しました。

明和善一郎君、入場願います。

〔明和善一郎君が入場〕

議長（竹島貴行君） 明和善一郎君から退任のあいさつの申し出がありますので、これ

を許可します。

明和善一郎君。

(明和善一郎君) 村議会副議長を辞任させていただくことになりました。一言お礼のごあいさつを申し上げます。

平成23年5月10日の臨時村議会において、議員各位のご推挙をいただき、副議長の重職につかせていただきました。

この間、議長をはじめ議員各位のご指導を賜り、また村長をはじめ村当局、職員の皆様方、そして住民の皆様方の温かいご協力とご指導に支えられ、今日まで重職を大過なく果たすことができたと思っております。ここに、皆様方のご厚情に対し、厚くお礼を申し上げる次第でございます。

なお、今後とも村政発展のため一層の努力をしてみたいと思っておりますので、今まで以上のご指導、ご鞭撻のほどをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、退任のあいさつとさせていただきます。

まことにありがとうございました。

副 議 長 の 選 挙 の 件

議長(竹島貴行君) ただいま、副議長が欠員となりました。

日程第4 副議長の選挙の件を議題といたします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙方法は指名推選によることと決定いたしました。

お諮りいたします。

指名方法については、議長が指名することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(竹島貴行君) ご異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に

川崎和夫君

を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長が指名いたしました川崎和夫君を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました川崎和夫君が副議長に当選されました。

副議長に当選されました川崎和夫君が議場におられますので、会議規則第33条第2項の規定により、本席から当選の告知を行います。

副議長に当選されました川崎和夫君より就任のあいさつの申し出がありますので、これを許可します。

川崎和夫君。

（川崎和夫君） ただいま議員各位のご同意によりまして、副議長の要職に就任させていただくことになりました川崎でございます。心よりお礼申し上げます。

大変重大な責任を感じております。何分にも議員としての道もまだ浅い私でございますが、皆様方の教えを受けながら、議長を補佐し、円滑な議会運営のために精一杯努力する所存でございます。

議員各位、そして村長をはじめ村当局の皆様方のご指導、ご鞭撻を賜りますことを心よりお願い申し上げます。就任のあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

日 程 の 追 加

議長（竹島貴行君） 前原英石君ほか6名から、議員提出議案第1号 通学路の安全確保・交通安全対策の充実を求める決議が提出されました。

これを日程に追加し、議員提出議案第1号を追加日程第1とし、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号を追加日程第1とし、議題とすることに決定いたしました。

議 員 提 出 議 案 第 1 号

議長（竹島貴行君） 追加日程第1 議員提出議案第1号 通学路の安全確保・交通安全対策の充実を求める決議を議題とします。

（提案理由の説明）

議長（竹島貴行君） これについて、提案理由の説明を求めます。

前原英石君。

8番（前原英石君） 議員提出議案第1号をご説明いたします。

通学路の安全確保・交通安全対策の充実を求める決議

子どもたちが安心して学校生活を送るためには、登下校時の安全確保が必要である。4月12日には京都市東山区の祇園で歩行者19人が死傷する事故が発生し、23日には京都府亀岡市で集団登校中の児童ら10人が死傷した。さらに27日には千葉県館山市大賀で児童らの列に車が突っ込み小学1年生の児童が死亡するなど、5月に入っても、このような痛ましい重大事故が全国で多発している。

こうした状況を踏まえて、舟橋村議会では、村内を走る県道・村道の安全確認及び安全対策を早急に行う必要があると認識した。

舟橋村当局においては、舟橋村民及び児童生徒の安全確保に向け、村内の道路及び安全施設の点検・設置などの取り組みをされているところであるが、安全・安心なむらづくりのため、一層の取り組みの強化が必要であると考えます。

全国で多発する痛ましい交通事故の現状から、舟橋村議会として、以下の事項について舟橋村当局の対応を求めるものである。

記

- 一、児童生徒の通学路の安全点検を定期的実施すること。
- 一、村内の交通安全施設の点検を実施し、老朽化及び改良が必要な箇所の修繕を実施すること。

- 一、県道の歩道拡幅やガードレール設置など、安全対策を関係機関と協議しながら実施すること。
- 一、地域住民の安全意識を高めると共に、街路灯・防犯灯などの不良箇所点検を行い、必要箇所には青色防犯灯や公衆街路灯の新設設置等を積極的に行うこと。
- 一、ドライバーに安全運転の意識を高めるための啓蒙活動など、関係機関と協議し実施すること。
- 一、高齢者及び児童生徒に対する交通安全教室など、関係機関と協議し実施すること。
- 一、事故を未然に防ぐ為にも、違法駐車への対策や対応の強化を警察や関係機関と連携して行うこと。
- 一、交通安全対策及び防犯対策に十分な予算を確保すること。

以上、決議する。

平成24年6月15日

舟橋村議会

ただいま読み上げました決議を会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提出者は舟橋村議会議員 前原英石。賛成者は舟橋村議会議員 川崎和夫、山崎知信、明和善一郎、野村信夫、塩原勝、森弘秋。

以上です。

議長（竹島貴行君） 提案理由説明が終わりました。

（採 決）

議長（竹島貴行君） お諮りします。

ただいま提出された議案について、この際、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

これより、議員提出議案第1号 通学路の安全確保・交通安全対策の充実を求める決議を採決します。

議員提出議案第1号を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（竹島貴行君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号 通学路の安全確保・交通安全対策の充実を求める決議は、原案のとおり承認されました。

議長（竹島貴行君） 以上をもって、本定例会の全日程が終了いたしました。

最後に、村長から発言要求がありますので、これを許します。

村長 金森勝雄君。

村長（金森勝雄君） 一言ごあいさつを申し上げます。

まず初めに、今定例会に提案いたしました9議案につきまして、ご同意いただきまして、本当にありがとうございます。

一般質問にもありましたように、被災地の瓦れき広域処理につきましては、答弁しましたとおり、村民の安全確保に最大限努めてまいりますことを改めて申し上げますとともに、議員の皆さんが今月の27日に瓦れき処理の依頼先であります岩手県山田町を現地視察されますので、その状況等を後日懇談できる機会が設定されればというふうにも思っておるわけであります。

また、今ほど、副議長のさんの交代がございまして、新たに川崎議員さんが副議長になられました。おめでとうございます。

今後とも竹島議長さんをお支えになりまして、一層活躍されますようご祈念申し上げます次第であります。

ご存じのとおり、ことしは平年より早く、県内は梅雨入りいたしました。議員の皆さんには十分に健康管理といたしますか、留意いただきまして、議員活動されますようご祈念申し上げます。大変簡単でございますけれども、お礼の言葉にかえさせていただきます。

どうもありがとうございました。

閉 会 の 宣 告

議長（竹島貴行君） これで本日の会議を閉じます。

これもちまして、平成24年6月舟橋村議会定例会を閉会します。

どうもありがとうございました。

午前11時20分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成24年6月15日

議 長 竹 島 貴 行

署 名 議 員 川 崎 和 夫

署 名 議 員 前 原 英 石